国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成３１年　２月１５日
東北地方整備局

「社会保険加入促進宣言企業」　東北地方で６００社超！
～適正な受注環境の確保と建設産業の持続的発展を目指して～

平成３１年１月３１日現在、東北地方全体で６２１社（宮城県２５９社、福島県１０７社、岩手県９７社、秋田県６５社、青森県５７社、山形県３６社）の企業・団体が社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準の遵守を宣言しております。
宣言企業については、東北地方整備局のホームページ上に掲載されています。
http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/

平成３０年２月以降、宮城県を皮切りに、山形、福島、秋田、岩手、青森の東北６県で「建設業社会保険加入推進地域会議」を開催し、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を採択、適正な受注環境と建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図ることを目標に、各県、各業界団体と共に取り組みを展開中です。
今後も随時、社会保険加入促進宣言企業を募集し、年２回（６月末、１２月末時点）のリスト更新を行う予定です。

「社会保険加入促進宣言企業」の応募方法等について

１．募集対象：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県内に拠点を置く建設企業又は、前記の各県内での施工実績を有する建設企業（個人事業主含む）　※団体への加盟・非加盟は問いません。
２．応募方法：別紙１（様式）に、会社名、代表者名等を記入の上。ＦＡＸにて送付
（ＦＡＸ番号　０２２－２２７－４４５９）
３．行動基準：別紙２のとおり
４．そ　の　他、ご応募いただたいた建設企業の皆様の企業ＰＲ支援の一環として、ＰＲポスター及びステッカーを配布（別紙３参照）

＜発表記者会　：　宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

【問い合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局　建政部　建設産業課
電話番号：０２２－２２５－２１７１（代表）

建設産業課長　家久来　隆男（かくらい　たかお）　（内線6141）
建設専門官　齋藤　和夫（さいとう　かずお）　（内線6142）

別紙１（様式）

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

（元請企業）

１．工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと

２．下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること

３．施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること

４．下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと

５．下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

（下請企業）

６．工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと

７．労働者である社員と請負関係にある者を明確に区別し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること

８．（再下請に出す場合）下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること

９．（再下請に出す場合）下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること

１０．（再下請に出す場合）下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと

１１．（再下請に出す場合）下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、平成３０年　月　日の　　県建設業社会保険加入推進地域会議において採択された、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を遵守することを宣言します。

平成　　年　　月　　日

会 社 名

代 表 者 名

所 在 地

【送付先】　　県地域会議事務局（東北地方整備局　建政部　建設産業課）
ＦＡＸ　０２２－２２７－４４５９

※　お問い合わせは、事務局（TEL：022-225-2171（内線6147）までお願いいたします。）

別紙2

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区別し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

別紙３

PRポスター 及び ステッカー のイメージ



